

砥 部 町 議 会
平 成 30 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 6 月 14 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 30 年 6 月 14 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 16 番 三谷喜好 1 番 柿本 正		
傍 聴 者	2 人		

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 30 年 6 月 14 日 (木)

午前 9 時 30 分開会

○議長 (松崎浩司) ただいまから、平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 平成 30 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。さて、今年は平年より 8 日早く、5 年ぶりに 5 月の梅雨入りとなりました。5 年前の梅雨を振り返ってみますと、梅雨前線が本州に長く停滞し、断続的に活動が活発であったうえに、台風が 3 つも日本に接近し、山口、島根、広島に甚大な被害をもたらしました。梅雨は、花や木、農作物に潤いをもたらすとともに、夏の大切な水源であります。今年は、この季節の移ろいをゆっくりと楽しめる本来の梅雨となるよう切に願っているところでございます。また、本日、サッカーのワールドカップロシア大会が開幕をいたします。今回のワールドカップも、愛媛県出身の長友選手が選出されております。日本代表の初戦は 6 月 19 日の午後 9 時からとなっております。長友選手が活躍し、日本代表が勝ち進むことを願いながら、梅雨の夜を楽しみたいと思っております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。法律等の改正に伴い、専決処分で行った条例の承認が 4 件、出資法人等の経営状況の報告が 3 件、平成 29 年度の繰越計算書の報告が 3 件、住宅開発等により整備された 8 路線の道路認定が 1 件、中小企業を支援するための条例等の改正など、条例の一部改正が 3 件でございます。また、一般会計補正予算につきましては、次世代につなぐ果樹産地を育成するための補助金 986 万 7 千円の追加、来年の公開に向けて準備を進めております、映画シンパシーライジング砥部焼物語の実行委員会への交付金として 1,500 万円、町道の補修工事費に 5 千万円など、総額 1 億 1,530 万 9 千円の増額補正となっております。企業会計では、水道事業会計におきまして、9,210 万円の増額補正を提案させていただいております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、今定例会の招集のご挨拶とさせていただきます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (松崎浩司) これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、16 番三谷喜好君、1 番柿本正君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（松崎浩司） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る6月7日開催の議会運営委員会において、本日から22日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月22日までの9日間に決定しました。



日程第3 諸般の報告

○議長（松崎浩司） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、4月末日の例月現金出納検査において、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 行政報告

○議長（松崎浩司） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成30年3月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。まず総務課でございますが、(1)6月の土砂災害防止月間を前に、5月号広報とべの配布と一緒に、砥部町総合防災マップ及び、わが家の防災チェックBOOKを配布いたしました。(2)5月13日、重信川河川敷において、消防団員198人が水防工法訓練を行い、梅雨等の出水期に備え水防技術の習得に努めました。(3)6月3日、宮内小学校校区を対象に土砂災害を想定した避難所の開設運営訓練を砥部町役場で実施いたしました。一般財団法人消防防災科学センター図上訓練指導員である、楠本員三氏を講師に招き、宮内小学校校区の防災士や、自主防災組織の役員など45人が参加し、避難所の疑似体験を通じて、避難所運営の心構えや注意点を学びました。(4)6月5日、砥部町水防協議会を開催し、平成30年度砥部町水防計画案が原案のとおり承認されました。その後、県、警察、消防、町の関係者で、旧砥部町地域で新たに指定された土砂災害警戒区域などの合同点検を行いました。企画財政課、(1)2月19日から5月21日までの落札の状況でございます。入札件数が50件、設計金額の総額が2億4,512万3千円、落札総額が2億769万6千円、落札率84.7%でございます。①建設工事19件、②測量建設コンサルタント1件、内訳につきましてはご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。③委託業務24件、④物品購入6件、内訳はご覧のとおりでございます。続きまして地域振興課、4月21日、22日の2日間、陶街道ゆとり公園を主会場に、第35回砥部焼まつりが開催されました。恒例の大即売会やライトアップのほか、学校法人河原学園の学生が考案したスイーツを砥部

焼で楽しめるカフェが好評で、県内外から約7万5千人の来場者がありました。介護福祉課、

(1) 6月8日、中央公民館で、町主催の砥部町戦没者追悼式を開催しました。町内の遺族会員など、約100人の参加がありました。(2) 平成31年4月の供用開始を予定しております砥部町総合福祉センター仮称の敷地造成工事が5月25日に完成いたしました。概要はご覧のとおりでございます。子育て支援課、(1) 平成30年度の学級編制5月1日現在でございます。保育所が、総園児数232人、対前年比8人増、部屋数14室、対前年比1室減。認定こども園、総園児数95人、部屋数5室でございます。3ページをご覧ください。幼稚園、総園児数107人、対前年比3人減、部屋数6室、対前年と同じでございます。放課後児童クラブ、総児童数224人、対前年比5人増、クラブ数7クラブ、対前年比2クラブ増。内訳については下のとおりでございますが、保育所が、麻生保育所、宮内保育所、広田保育所でございます。園児数、室数を年齢別に書いております。続きまして認定こども園ですが、砥部認定こども園の1号園児数、2・3号園児数、室数を書いております。それから、最後に幼稚園ですが、麻生幼稚園と宮内幼稚園の園児数、室数を書いております。ご覧のとおりでございます。4ページをご覧ください。放課後児童クラブのクラブ砥部1・2、宮内、それから麻生1・2・3、広田のクラブのそれぞれの学年別の人数でございます。(2) 宮内小学校第2放課後児童クラブ設計業務は5月14日入札の結果、礎企画設計事務所と契約を締結いたしました。概要につきましては以下のとおりでございます。(3) 少子化対策の一環として赤ちゃんふれあい体験事業を実施するため、NPO法人与ベ子育て支援団体ぽっかぽかと契約を締結いたしました。概要は以下のとおりでございます。(4) 麻生保育所造成工事1工区は、5月21日入札の結果、協成建設有限会社と契約を締結いたしました。概要につきましては以下のとおりでございます。(5) 5月20日、砥部児童館と岩谷口公民館の開館50周年を記念して、岩谷口区と共催の記念イベントを開催いたしました。当日は、岩谷口獅子舞の披露や、地元有志による食事ブース、さまざまな遊びのコーナーなどでにぎわい、子どもから大人まで約450人の来館がありました。5ページをご覧ください。建設課、主要工事の進捗状況でございます。①町道高尾田麻生線道路改良工事、平成29年度からの繰越分でございますが、進捗状況95%でございます。②町道仙波線道路改良工事、進捗状況10%でございます。続きまして農林課、5月12日、陶街道ゆとり公園で、公益財団法人愛媛の森林基金と砥部町の主催で、平成30年度愛媛県植樹祭を開催し、町内外から418人の参加がありました。50回記念イベントとしてミニライブやトークショーを行った後、緑の少年団の活動発表等を交えた式典や、陽光桜とコブシやヒラドツツジの記念植樹を行いました。上下水道課、公共下水道事業関係、平成29年度からの繰越分、面整備でございます。①麻生区48工区、進捗状況25%、②高尾田区56工区、進捗状況40%、③高尾田区57工区、進捗状況65%、概要はご覧のとおりでございます。水道事業関係、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その25高尾田、同じく②その28高尾田、どちらも進捗状況は10%でございます。6ページをご覧ください。学校教育課、平成30年度の学級編制5月1日現在でございます。小学校、総児童数1,142人、対前年比7人増でございます。学級数49学級、対前年比2学級減でございます。内訳については以下のとおりでございますが、麻生小学校、宮内小学校、砥部小学校、広田小学校をそ

れぞれ児童数、学級数で書いております。広田小学校につきましては、児童数、地元の児童と留学生とに分けております。それから、広田小学校の複式学級のカウントでございますが、低学年でカウントしております。広田小学校の3年・4年生、それから5年・6年生の複式学級でございます。中学校は、総生徒数565人、対前年比23人減、学級数17学級、2学級減でございます。内訳につきましては以下のとおりでございます。7ページをご覧ください。社会教育課、(1)4月28日から5月6日までの間、中央公民館講堂において、とべむかしのくらし館と砥部町教育委員会の共催で、昔の夜着展を開催いたしました。とべむかしのくらし館が所蔵する76点の貴重な夜着を展示し、県内外から訪れた約1,000人の来場者を楽しませました。(2)3月3日から6月17日まで開催中の、坂村真民記念館開館6周年記念特別展、坂村真民という生き方に5月末現在で2,135人の来館がありました。6月23日から、次の企画展、坂村真民詩集の扉書きを開催いたします。以上で行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長(松崎浩司) 以上で行政報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから、発言してください。それでは、質問を許します。6番佐々木隆雄君。

○6番(佐々木隆雄) 6番佐々木隆雄です。今日は3点準備をいたしました。まず1点目、パワハラ・セクハラというのが今、非常にいろんなところで問題になっております。そういう様々なパワハラ・セクハラ問題が取り上げられているということで、まずそういう事柄について町長ご自身がどのようなお考えなのかをお聞きしたいと思います。それから、そういうものを防ぐために、実際に町の職員の研修や、また何か相談があるというふうなときの相談体制がどのようになっているのかということをお尋ねいたします。2点目は、先ほどの行政報告にも、最後のほうに触れられましたが、4月28日から5月6日まで中央公民館で、当館主催で昔の夜着展が開催されました。この当館には、たくさんの昔のものが展示されていて、まさに昔の暮らしを知るため大いに参考になります。私も2回ほど見て、ものの良し悪しだとかいうことについてはわかりませんが、本当にたくさんのものがあるということは、目にしているなあというふうに思っております。なお近くには坂村真民記念館や伝統産業会館もあり、当館も含めた文化のまちを、今まで以上にアピールしてほしいと思います。当館は、陶街道五十三次の48番目のポイントですが、不定休、括弧書きで館内見学は事前に連絡が必要というふうになっております。せっかく来られても観ることができない、こういったことがないように、そして地域活性化のためにも、町としても何らかの対応を検討してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。3点目は、この間よく陶街道ゆとり公園にもお邪魔しております。以下2点について、これは教育長にお尋ねしたいと思

います。まず1点目、グラウンドゴルフ場は、平成28年度の主要施策成果説明書によると、172日で1,741人の利用がありました。平成29年度のグラウンドゴルフ場におけるグラウンドゴルフ利用と、それ以外にどんな利用があったのかその状況について、それからまた、この29年度の状況についてどのような評価をされているのでしょうか。2点目は、このゆとり公園には屋外に3カ所のトイレがあります。昼間でも暗いというふうな指摘がありました。実際に確認いたしました。3カ所というのは、入り口のところで、わんぱく広場という自転車なんかがある公園のすぐ前のところ、それから体育館の入り口の前ですね。それからグラウンドの端にあるこの3カ所なんですけど、この3カ所とも照明は点灯していませんでした。照明が感知式のため、昼間は感知せず、個室はかなり暗く、子どもや女性は、私もまあ不安にもなりましたが、特に女性や子どもは不安になるのではというふうに思いました。なお、平成28年度に新設した障がい者トイレは音声案内もあり、ドアを開けるとすぐに点灯し、明るく、非常に清潔な感じもいたしました。昼間の屋外トイレの照明については、どのようにお考えでしょうか。以上、3項目について質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、パワハラ・セクハラ対策についてのご質問ですが、パワハラにつきましては、職務上の地位や職場内の優位性を背景に、精神的・身体的に苦痛を与える悪質な行為であり、また、セクハラも相手方の意に反する性的行動で、どちらも職場環境を悪化させるもので、断じて許される行為ではないと考えております。職員に対しましては、公務員倫理やメンタルヘルス対策や人権教育の研修を行い、パワハラ・セクハラに対する問題意識の向上を図るとともに、被害を受けた職員からの相談にのり、助言等を適切に行えるよう管理職の研修も行っております。また、総務課を相談窓口として位置づけており、私が町長に就任してからこれまでに、これらの問題について、総務課から被害があったとの報告は受けておりません。次に、とべむかしのくらし館の有効活用についてのご質問ですが、とべむかしのくらし館には、古民具や年代物の貴重で珍しい品々が数多く展示されており、大変すばらしい施設でございますが、ご承知のとおり、当館は民間の施設であり、不定休のため、事前予約が必要な状況であります。現在、当館周辺では、県道大平砥部線の改良工事が進められており、坂村真民記念館や砥部焼伝統産業会館などの公共施設のほか、酒蔵カフェなど特徴的な飲食店も点在する位置でございます。今後の運営に関しましては、所有者の方のご事情やお考え等もあるとは思いますが、地域の方々をはじめ、商工会や商店街の方々にもご協力をいただき、とべむかしのくらし館の活用を含めた大南エリアの活性化対策につきまして、ご意見・ご提案を賜りながら対応してまいりたいと考えております。次に、陶街道ゆとり公園につきましては教育長が答弁をいたします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えします。陶街道ゆとり公園に関してのご質問ですが、まず、グラウンドゴルフ場の平成29年度の利用状況ですが、利用日数は、210日、利用者数は、1,752人となっております。グラウンドゴルフ以外の利用はございません。利用状況につきましては、日数、利用者数とも前年度より伸びておりますので、概ね順調に

運営できているものと思っております。次に、陶街道ゆとり公園の屋外トイレの照明についてですが、佐々木議員のご指摘のとおり、現在は、屋外が明るいと点灯しない照明となっておりますので、トイレに入ればすぐに点灯する照明への変更を計画しているところでございます。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） はい。佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず1点目の、パワハラ・セクハラについては、町長もしっかりとしたお気持ちで、絶対許されないというふうなことを明言されました。心強く思います。この町長のお考えですね、何らかの形で、庁舎内で職員の皆さんに発信されたというふうなことはおありなんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、先日も、佐々木議員さんのご質問受けまして、課長会でこの問題をしっかりと討議をいたしまして、私のほうから課長を通じまして、職員の皆様に徹底的に周知をしてくれということを言っております。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ありがとうございます。あと例えばですね、いわゆる対外的なところで、特に町にいろいろ来ておられる例えば業者さんとかの関係で、それぞれの部署でですね、いわゆるパワハラといえますか、そういうふうな問題なんかがもちろん発生はしていないとは思いますが、その辺についてはどのような指導をされてるんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私は常々、窓口に来られた方については、できないことの原因を言うのではなく、十分意見を聞いて、どうすればできるかということの答えを職員にせえということをおっしゃるので、職員は、私がいつも言っておることですけれども、自分達が現場へいろんな人が来られますけれども、それは、職員のあなたに対するために頭を下げておるのではなく、仕事のために頭を下げておるんだから、勘違いをするなということをおっしゃるし、逆に怒られることもたくさんありますけれども、それについては人物が怒られるのではなく、仕事が怒られるんだということで、あまり悩むなということをおっしゃるので、そういうことについては職員もある程度周知しておるのではないかとこのように理解をいたしております。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） この砥部町では、平成17年の1月1日に砥部町民憲章を策定しております。そして同年の2月16日に砥部町人権尊重の町づくり条例も制定しております。それに基づいて、今どうとう町長が述べられましたことも実践されているんだなというふうに変更を確認いたしました。今、世界的には、セクハラ禁止条例を作ろうではないかというふうな動きもあるようですが、そういう社会的な問題もこれからますます出てこようかと思いますが、砥部町はそういうことがないというふうな安心できる町だというふうにお互いにしていく努力があろうかと思っております。2点目に移ります。3月の定例会で私、あの、一般質問の中で、あそびべとべの実現を目指すとの重点政策に関して、とべ温泉の湯砥里館や、坂

村真民記念館も含めた総合的なものにすることが必要ではないかなというふうな質問をしたのですが、そのときにはですね、ここの施設のことが全く抜けておりました。たまたま冒頭言いましたように、昔の夜着展を見に行き、それで改めて、このとべむかしのくらし館について、もっとうまく、うまくといいますかね、上手に活用して本当にたくさんの人を砥部にお招きしたいなというふうな気持ちもあったものですから発言をさせていただいた次第でございます。あと、この関係では、どうしても不定というふうなことなんです、2ヶ月に1回行われてますとべ楽市のときは、実際にはここは開いているのかどうか、ちょっと現場では確認はしていないんですが、岡田課長ご存知でしょうか。すみません、突然で。

○議長（松崎浩司） 岡田振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。楽市のときの開館状況については把握しておりません。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ちょっと通告もしておりませんので、申し訳ございません。せっかく、ああいうとべ楽市というのかなり定着もしてきているようですので、館長さんにもお願いしてですね、是非協力をさせていただけるようにお口添えをいただければと思います。3点目のゆとり公園の関係になりますが、実はこれは平成26年度の予算特別委員会で、町長がですね、これはそのグラウンドゴルフの専用コースということではなくって、多目的に使えるように考えていますと。それから同6月の定例会では、芝生では子ども達が自由に遊べるようにも考えているというふうなご答弁もありました。そういう意味ではですね、具体的にここの活用について、グラウンドゴルフしかないというふうなことなんです、せっかく作ったものですから、できる限り多くの人に利用していただきたいというふうなことで、このゴルフ以外にもですね、活用できるようなそういう方法について検討いただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。先ほどの佐々木議員さんのお話のとおり、当初、芝生のグラウンドゴルフ場ができる際には、地域の子供達も芝生の心地よさを味わせたらどうかというお話もありまして、町としましても小中学校・幼稚園、遠足の折りあるいは余暇で家族と来たときには、グラウンドゴルフ場の競技をしていないときには自由に、これは事務所等に許可を得てということでもありますけれども、芝生のなかで過ごしてほしいということも大きな目的のひとつとして開設をしております。なお、小中学校・保育所・幼稚園には、そういうことで使えますよということでも十分連絡をしておりますので、今後そういう利用が十分できますように便宜を図っていきたくて思っております。以上で、佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ちょっと私も確認してないんですが、町のホームページでここのグラウンドゴルフ場の利用は、今、教育長が言われたように自由にと言いますか、グラウンドゴルフ以外でも使えますというふうな案内が出ているのかどうか、いかかでしょうか。

○議長（松崎浩司） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 失礼いたします。佐々木議員さんのご質問にお答えします。ホームページ及び広報等でそういった通知はしておりません。ただ、グラウンドゴルフを使う場合については有料となりますので、というような看板のほうですね、そういう掲示はあります。以上で終わります。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 重ねてお願いしたいと思います。せっかくのもんですから、なるだけいろんな活用ができるように努力をしていただきたいと思います。トイレについては早速見直しをしていただくというふうな答弁もいただきましたので、素早い対応に感謝したいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（松崎浩司） 以上で、佐々木隆雄君の質問を終わります。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。本日は2点、質問させていただきます。まず1、学校での心肺蘇生教育の普及、及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてでございます。突然の心停止から救いうる命を救うためには、心肺蘇生・AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育は、その柱となるものです。平成16年に医療に従事していない人にもAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されています。しかしながら、未だなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓停止で亡くなっています。また、学校でも毎年100名程度の児童生徒の心停止が発生しています。その中には、平成23年9月のさいたま市の小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されずに救命できなかった事例も報告されているようです。すでに、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うことと明記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法として直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。しかしながら、全国における教育の現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年実績で、小学校で41.0%、中学校で28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあるようです。本町においても、学校での心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。小中学校における児童生徒の心肺蘇生教育の現在の取り組み状況と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、及び教職員のAED講習の実施状況について、教育長にお伺いいたします。2点目でございます。学校や避難所のトイレを洋式化へです。全国の公立小中学校のトイレ洋式化率は、平成28年4月1日現在で43.3%にとどまっております。東京都は54.2%で、東京2020オリンピックの開催を見据え、平成29年度予算で約38億円を計上し、平成32年度までに公共施設のトイレの洋式化率を80%にする目標を掲げて、急ピッチで整備しようとしております。ある公立の小学校や中学校では、ト

イレを洋式化し、快適になったと児童生徒から大変喜ばれているそうです。また、いざ避難生活が必要になった場合に、高齢で足腰の弱い人や車いすの人などは、洋式トイレでなければ使用できません。平成32年度まで継続をされる緊急防災・減災事業債などを活用して学校や避難所のトイレ洋式化率100%を目指すよう提案し、次のことを町長及び教育長に伺います。1、本町の小中学校及び避難所のトイレの現在の洋式化率、2、学校や避難所のトイレの洋式化に向けた目標設定はいかになっているのでしょうか。是非お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、学校での心肺蘇生教育の普及及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてですが、心肺蘇生等の必要な緊急の場合に際し、迅速かつ適確な処置を行うためには、小学校から発達段階に応じて学びを繰り返し、救命措置に関する知識の定着を図るとともに、命の大切さを感じ、助け合いの心を育むことが重要であることを考えております。本町では、小学校の段階から、水泳学習の機会を捉え、学年に応じた救命対応を指導するとともに、保健の授業で応急手当等に関する基礎学習を行い、中学校2年時には、消防署の指導による心肺蘇生法や、AEDの使用を含む普通救命講習を受講しており、既に新学習指導要領に即した学習が進められております。また、教職員については、消防署によるAEDの使用等の講習を開催するなど、危機管理体制に万全を期しております。次に、学校におけるAEDの設置状況ですが、社会体育活動の際の事故も想定し、建物外部に備え付け型のAEDを各校1台設置するとともに、学校規模を勘案し、砥部地区の小中学校には、持ち運び可能なAEDを各校1台配置しております。なお、心臓疾患を持つ児童の入学に伴い、砥部小学校へのAEDの追加導入について補正予算を今回提出させていただいております。これまで、本町の学校でAEDの使用をした事例はありませんが、救命措置が必要となる事故はいつも発生するか分からない状況であります。今後も引き続き心肺蘇生教育の充実、学校危機管理体制の整備に努めてまいりたいと考えております。次に学校や避難所のトイレ洋式化についてのご質問であります。小中学校についてお答えします。本町の学校のトイレ洋式化率は約57%となっており、全国平均と比較し高い水準となっておりますが、これは中学校の改築によるところが大きく、小学校の洋式化率は約38%の状況でございます。今後の学校トイレの洋式化につきましては、災害時において避難所となることを考慮し、まずは体育館トイレの洋式化を進めたいと考えております。現時点で未整備である麻生小学校と宮内小学校の体育館について、麻生小学校は平成31年度、また、宮内小学校は平成33年度に予定している大規模改修時に洋式化を行うよう計画をしております。なお、校舎につきましては、財政状況を踏まえ、学校施設の他の改善要望事項との優先順位を精査し、今後検討してまいりたいと思っております。以上で、菊池議員のご質問にお答えいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。避難所のトイレの洋式化についてのご質問ですが、避難所に指定している施設につきましては、小中学校や集会所や大学など

計 27 カ所ございます。避難所全体の洋式化率につきましては約 54%となっております。また、今後の目標設定でございますが、避難所に指定しております施設につきましては、先ほど申しましたとおり、集会所や大学など、それぞれ用途や管理者が異なりますので、すべての避難所においてトイレを洋式化にすることは現時点では難しいと考えております。ただし、車いすの方や一般の避難者と同じ避難所での生活することが困難な方の対応につきましては、町内 5 カ所の福祉避難所に車いす用トイレが整備されております。また、高齢者に配慮した、手すり付き簡易トイレを 3 カ所の避難所に、そして、段ボール製の組立式簡易トイレを 8 カ所の避難所に配備しており、今後は、このような簡易トイレを配備した避難所を増やしていくことで、避難者の利便性・快適性の向上に努めてまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 菊池伸二君。

○5 番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。第 1 問の、学校での心肺蘇生教育ということで、教育長からどんどんと A E D も追加される、また、持ち運びのできる A E D も備え付けるといことなので、我々としても心配ないかなということで、教育長の質問は大変喜んでおります。今後ともやはり、1 回 2 回ではなかなか A E D を簡単に使うというのは難しいと思いますので、要望といたしましては、教職員またはそれに準ずる方の A E D の教育ということをしていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。それとあと 2 番目の学校での洋式化、または避難所の洋式化ということで、確かに全国の設置率・洋式化率に比べたら、確かに、今お答えいただいたように高いと思います。20 とか 30 というのは、全国の洋式化率というふうに伺ってますので確かにすごいなと。ということで、ただ、小学校にしては、やはり今、新しく家を建てられる方がすべて洋式化ということになっているようで、小学生の 1 年生が、やはり学校に行ったときにたまたま洋式が誰かが使っている場合、やっぱり和式ではできないと。慣れてないというのはおかしいんですけども、そんな状況でできないとかいうのでお母さんにちょっといろいろとトイレができないよという意見があったので、また是非こういうことも聞いてほしいと言われているので、今回も学校、それから避難所、避難所は当然高齢化の方が行かれる場合が多いと思いますので、またよろしく願いいたします。小学校に関してはそういうことで、できるだけしていただきたいんですけど、洋式化率をもっと上げていただくということは教育長難しいんですか。その小さい 1 年生・2 年生にむかってですけども。

○議長（松崎浩司） 門田学校教育課長。

○学校教育課（門田敬三） 菊池議員のトイレの洋式化の今後の検討についてのご質問にお答えいたします。現在、学校のほうでは、快適性を求めるなかで、エアコンとか床の改修工事等の要望等もございます。今回のトイレの改修につきましても、今後、学校のほうと保護者等のご意見を受けながら、優先順位を考えながら検討してまいりたいと思っております。以上で、ご質問に答えさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 菊池伸二君。

○5 番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。小学校もそういうことでどんどん進ん

でいくということで、よろしく願いいたします。あと教育長、もうひとつだけ質問したいんですけども、あと今これから建つ総合福祉センターの、ああいう新しく建つ施設には、すべて洋式化に設計はなってるのでしょうか。それだけ。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在はすべて洋式化になっておるといふふうに考えております。

○議長（松崎浩司） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。これ要望なんですけれども、役場の1階のトイレも、お客さん、お客さんというか町内民の方が来られたときには、洋式便所と和式ですか、が1台ずつということなので、あれも是非早く洋式化にしてほしいという声も伺ってますので、町長是非とも、これ要望なんですけれども、洋式化1台をしていただきたいなということの要望で、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（松崎浩司） 以上で、菊池伸二君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時35分の予定です。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。一般質問を続けます。10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 10番西岡でございます。2問質問をいたします。まず1問、生活保護制度の対応についてをお尋ねします。すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると憲法でうたわれております。最後のセーフティネットである生活保護制度は尊重されなければなりません。ただし、不正、不適正受給者対策の強化など、厳正な対応が必要であることは言うまでもありません。しかし、本当に生活保護を受ける必要がある人には、迅速かつ確実に保護の認定をしなければなりません。また、高齢者の受給者の伸びが多くなっている原因はどのようにお考えか、また、生活保護受給者に対する就労支援を相談する窓口はあるのかどうか、町長にお伺いをいたします。続いて2問、土砂災害警戒区域の対応についてをお尋ねいたします。大分県中津市で4月11日未明、住宅の裏山が崩落し、4棟が損壊、住民6名が死亡しました。現場周辺は、急傾斜地で土砂崩れの危険性があるため、昨年3月に土砂災害特別警戒区域に指定をされておりました。崩落事故後、県は原因究明のため、専門家を現地へ派遣していますが、土砂災害特別警戒区域に指定される前に、専門家による現地調査を十分すべきであったと考えます。そこで、本町の土砂災害警戒区域について、どのような対策を考えておられるのか、町長にお伺いをいたします。以上、2問よろしく願いをいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えします。はじめに、生活保護制度の対応についてのご質問ですが、本町における生活保護の状況は、6月1日現在、被保護世帯が115

世帯、被保護人員が154人で、平成22年度から増加傾向にあります。中でも高齢者世帯、特に単身世帯の数が増加している要因といたしましては、高齢化はもちろんのこと、長引く不況により、収入が減り、公的年金の保険料を納めることができず、結果、低年金や無年金のまま老後を迎え、生活保護に頼らざるを得ない状況になったと考えられます。次に、若い生活保護受給者に対する就労を支援する窓口につきましては、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる支援を中心に、各種就労支援を行う、生活保護受給者等就労自立促進事業や、就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方指導などの就労支援を行う、被保護者就労支援事業を中予地方局が主体となって実施しております。これらの事業は、生活保護受給者が、生活保護から自立に向けた重要な役割を担っておりますので、今後も、中予地方局及び関係機関と連携しながら支援に努めてまいります。次に、土砂災害警戒区域の対応についてのご質問ですが、土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、住民の生命を守るために、県が指定を行うものでございます。本町では、現在、105カ所の土砂災害警戒区域が指定をされております。これらの指定箇所に対しまして、県では砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などにより、対策工事を順次実施しておりますが、すべての指定箇所に対しまして対策工事を実施するには、膨大な時間と費用が必要となりますし、事前にかげ崩れ等の災害が発生する場所を予知することは困難であります。今後の対策といたしましては、引き続き工事等のハード対策を県へ要望するとともに、今年3月に作成しました砥部町総合防災マップなどを活用して、避難情報が発令された場合や危険とを感じる場合は、速やかに避難するよう住民に周知するための情報伝達体制の充実などを進めてまいりたいと考えております。以上で、面岡議員さんのご質問に対する答弁といたします。

○議長（松崎浩司） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 今、高齢者は不況とかそういう社会的な要因もあるんだろうというふうに言われております。それはまったくその通りであると思います。そこで、ちょっと違う視点からで、町外から本町に、どこの市町村でも移住者みたいな人を募集をしたり、いろいろと努力をされております。そういう人がまあ砥部町に転入してきて起業を起こしたり、仕事に従事をしていたとしてもですね、何かの原因で失敗した場合、確実に手厚い保護が受けられる、ふたたび仕事に再チャレンジできる町は、町内外のみなさんに安心な町だと思っていただける。それは人口減少の歯止めのひとつにつながるのではないだろうかというふうに考えますが、それはどのように考えでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの再質問に対してお答えをいたします。移住者が転入してきて起業等に失敗した折にどうかというふうなことにとの質問ですけれども、なかなか面岡議員さんらしい質問だというふうに感じておりますけれども、なかなかこれのことで、そういう人がもし失敗したら、砥部はちゃんと生活保護で対応しますよとかいうふうなことは、なかなかホームページ等でうたうのは難しいかというふうに思っておりますし、私どもは町につきましては、福祉事務所を置いておりませんので、生活保護に対するものについては県が対応しておりますので、そういったことを私どもがどういうふうにするかというのはちょっと

とここでは答えにくいところがありますのでご了承いただいたらと思います。

○議長（松崎浩司） 西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） ホームページなどで説明はするのではないと思うんですけども、やはり本当に困っている人には迅速にそういう方法が完全にできるんですよという、そういう日々の積み重ねがそういう信用・信頼・安心な町だなあというふうに思っただけではないかなというふうに考えます。続いて土砂災害の区域であります、これはいろいろお金、そういうのを防ぐためには非常にいるんだらうというふうに思います。それは、それより先にですね、そういう危険な区域に宅地の造成をするなり、建物を建てるというときにかなり厳しいチェックをして、そういうところにはあまり建てたらあとが大変になりますよというようにことをするような、そういうスタンスは砥部町としては持たれておるのかどうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、指定区域、危険指定区域につきましては、そこへ建物を建てる折りについては規制がありますので、それはそういったことについての指導はしております。ただ、そういう指定区域がないところについて個人が家を建てる折りに、私どもでどうこうというところはないですけども、その指定区域のなかでは指導するものはあります。以上です。

○議長（松崎浩司） 西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） そういうことで、新しくできるところにはかなり厳しいチェックをして、それで許可を認める。現在すでにそういうことの許可済みで建物も建っているというところにおいてはですね、そういう災害の危険がありますから、空き家対策などで、よそから来ていただいて事業をするというようなこともされておる、そういうところの空き家を危険なところにいる方は、崩れて亡くなったり、被害が起こる前にそちらのほうへ移転してはどうですかというような、そういうことは考えられませんか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の西岡議員さんのご質問でございますけれども、今現在、住まわれとる方を安全なところへどうですかというのは、なかなかいろんな個人の事情もあろうかと思えます。ただ、急傾斜地の問題につきましては、皆さんいろんなところでそういうふうに見ていただいたらと思うんですけども、やはり古来、人間が生活するうえで、人間というのはやっぱりお米を作ったりする農地、優良農地をまず第一番に考えて、自分達の住むところは優良農地ではなくって崖下でもいいからというふうなところに家を建っておる、これは砥部町でもずっと見ていただいたらそれが歴史的に分かるかと思えますけれども、そういった歴史がございますので、今は考え方が少し変わっておりますけれども、そういったところもまたいろんな意味で、現在日本中がそういう急傾斜地に家があるというのは、そういうところの歴史のなかにも起こっておるところがありますので、そういった人間の古来から住んでおる方はそういう考え方があります。ただ、今言われましたように、安全なところでどうですかというのは、今現在そういう状況にはなっておりますけれども、それを町が積極的にというのは、またいろんな問題がありますので、これから十分検討をさせていただきたいと

いうふうに思います。

○議長（松崎浩司） 西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 住めば都ということで、愛着は理解できますが、やはり命にはなかなか代えれない、そういうところですね、そういう危険性が非常にありますよ。そういう廃屋で余った家があって、安全なところがあるということぐらいは、別に強制ではないですから、そういうことも考えられたらどうですかということぐらいは、特にあまり問題はないのではないかなというふうに考えますが、それはどうでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） これから空き家が増えてくるというところで、安全なところで住まわれとる方が、住民がいなくなって空き家がでる。それを空き家対策ということで、移住してくる人へ空き家を斡旋するということもありますけれども、危険な地域に住んでおられる方が、そういう安全な空き家のところへ移住をしてはどうですかというのは、なかなか町としてもそれはある意味でいいアイデアかも知りませんので、そのあたりについては今後の空き家対策のなかで、住民の皆様方に、そういうことが周知できるのであれば、そういうことも考えられますよということとは十分、職員とも検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） そういうことですね、あとからとか大きな費用を使って、そこにこだわった人にお金を使うのがいいのか、特に強制ではないけどするというのもひとつの方法ではないんだろうかというふうに考えておりますし、町長もそれはちょっと考えてみようということでございますので、ひとつそこらへんよろしく願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上で、西岡利昌君の質問を終わります。4番東勝一君。

○4番（東勝一） 4番東勝一でございます。私のほうから2点ご質問でございます。よろしく願いを申し上げます。はじめに、病児・病後児の保育事業につきましてでございます。本町において、子ども・子育て支援として、様々な対策を推進していただいています。本年度から、喫緊の課題である待機児童対策として麻生保育所の改築の推進、認定こども園部こども園の開設、幼稚園での預かり保育事業の開始など、保育士不足という問題もありますが早期の待機児童の解消が期待されます。さて、本町の病児・病後児保育事業につきましては、とべファミリー・サポート・センターにて利用会員の依頼により、サポート会員に連絡調整のうえ援助を行う方法、それと施設の利用としては、松前町の1施設と、平成28年11月1日から松山市内4施設を新たに加え、5施設を利用しているのが現状であると認識しております。突発的に発症するインフルエンザ、嘔吐下痢症等により、病児・病後児を施設に預け通勤する場合に、本町に病児・病後児の保育施設があれば安心して大変助かるのという声を多く聞きます。今後、ひとり親家庭及び女性の社会進出・活躍推進の観点からも本町において病児・病後児保育施設は必要と考えますが、町長のご見解をお伺いします。あと1点につきましては、農業振興施策についてでございます。平成30年度の重点施策のひとつと

して、次世代に継承できる生産基盤を確立するためにも、砥部町が愛媛県一の紅まどんなの産地となるよう取り組みますと述べております。紅まどんな愛媛果試第 28 号は、愛媛県及び J A 全農えひめが育成した品種であり、知的財産権のひとつで、種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる育成者権を平成 42 年 3 月 23 日まで愛媛県が有しています。平成 29 年度の愛媛県における生産量は 2,760 トン、そのうち本町の実産量は 490 トンで、概ね 18% のシェアを占めています。紅まどんなは、年末の贈答品としても人気があり、付加価値の高い柑橘であります。今後、次世代に継承できる有望品種である紅まどんなを、本町が愛媛県一の産地となるようどのように取り組まれるのか、また、他の果樹・野菜・自然薯等の産地作りにもどのように取り組むのか、町長のお考えをお伺いします。以上 2 点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員のご質問にお答えします。はじめに、病児・病後児保育事業についてのご質問ですが、平成 25 年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、就学前児童で約 28%、小学生児童で約 19% の保護者が、病児・病後児保育を利用したいとの回答があり、小児科に併設した専用施設での保育を望むとの回答が最も多い結果でございました。この調査結果を踏まえ、町外施設の利用や、ファミリー・サポート・センター事業といった既存のサービスで、病児・病後児保育の必要量を確保できると判断し、町内での専用施設の整備には至っておりません。さらに、ご指摘のとおり、平成 28 年 11 月から、これまでの松前町の 1 施設に加え、松山市の 4 施設が利用可能となったことから、新たな保育の受け皿が確保でき、特に松山市内へ通勤している子育て世帯のニーズには応えられているものと認識をいたしております。病児・病後児保育施設は、お子さんの病気などによる突発的な利用が大半ですので、利用者の動向が不確定なところもあり、本町で小児科に併設した専用施設を整備する場合には、年間を通じ安定した運営の確保について、考えなければなりません。現在、第 2 期砥部町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けての準備を進めているところでございますが、前回と同様に子育て世帯向けのニーズ調査を実施いたします。ニーズ調査において保護者の意向を十分に把握し、子育ての支援の量的確保を精査した上で、本町における今後の方向性について、検討をさせていただきたいと思っております。次に、農業振興施策についてのご質問ですが、紅まどんなを県内一の産地とするための取り組みといたしまして、現在、農家に対し様々な支援を行っております。具体的には、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業として、雨除けハウスの設置に対する補助、果樹産地強化支援及びマルチ栽培推進事業として、ビニールハウス用フィルムやマルチシートの購入などに対する補助を行い、果実の品質向上を図っております。また、奨励果樹等育成対策事業として、苗木の購入に対する補助なども行っております。さらに、本年度からえひめ農林漁業振興機構と連携し、農家の負担が無く農地造成が行える農地中間管理機構関連農地整備事業により、紅まどんなをはじめとする優良中晩柑の生産拡大と、営農作業の効率化に取り組んでまいります。紅まどんな以外の果樹・野菜等につきましては、農業団体が奨励する優良品種への助成を行うとともに営農団体を支援し、品質向上や産地化の推進に取り組んでおります。今後も、農業者

や関係機関等のご意見、ご要望をお聞きしながら、各種支援を行い、本町が県内一の紅まどんなの産地となるよう取り組んでまいります。以上で、東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。病児・病後児保育事業につきまして、保育施設の関係でございますけれども、さきほど町長のご答弁もございました。ニーズ調査によって今後考えたいということをおっしゃられましたので、今後そういったことですね、進めていただきたいと思います。特にインフルエンザに関してはですね、発症した日が0日とカウントしまして、概ね6日を経過しないと登園登校はできません。そういったなかでですね、私の周りの声からもですね、そういったことで非常にニーズといいますか、そういった要求が強いということでございますので、今回質問させていただいたということでございます。参考にちょっとお聞きしたいんですけれども、今現在の5施設の利用者は何人でありましようか。わかりますか。

○議長（松崎浩司） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 東議員さんのご質問にお答えさせていただきます。病児・病後児保育の利用実績でございますが、平成28年度が、松前町の施設で年間延べ71人、松山市の4施設につきましては年度途中、11月からの供用開始でございましたので、延べ27人の利用で、合計98人の利用がございました。平成29年度が、松前町の施設で年間延べ17人、松山市の4施設が延べ115名の利用で、合計132名の利用がございました。30年度の4月、5月の途中経過でございますが、松前町の施設が延べ8人、松山市の4施設が延べ19人の利用で、合計27名の利用ということで推移をしております。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かり実績でございますが、平成28年度実績が0件、29年度実績は年間を通しまして延べ3件という利用状況でございます。以上で、東議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。今の数字をちょっとお聞きしますと、やはり松山市内の勤務の方がかなりおられるんじゃないかというふうに想定をされました。さきほど言いましたように、ニーズ調査をしていただきまして、今後ですね、砥部町内の医療機関と連携していただきまして、また設置をしていただきたいと思っておりますので、どうかその点につきましてよろしくお願いを申し上げます。次に、農業振興施策につきましてでございます。さきほど町長からのご説明ございまして、ご意向がよく理解できました。紅まどんなにつきましては、平成17年の3月23日に登録をされております。生菓の販売にあたってはですね、県内の系統JAから品質を保証して出荷されたものに限り、この紅まどんなという名前がですね、商標が使われるということでございますので、いわゆる農協を通してないと、この紅まどんなという商品にはならないということで、愛媛果試第28号で出荷される方もおられるということでご理解をいただいたらと思います。次にですね、質問をちょっと変わらせていただきますけれども、国の施策としてですね、果樹経営支援対策事業がございま

す。そのなかで、園内道の整備事業を取り入れておりますけれども、農振農用地外の園地につきましてもこの補助事業の利用できないという状況でございます。そのため、本町単独での園内道の整備事業があるのかなのか、まずお伺いをさせていただいたと思います。またある場合にですね、どのような事業が、内容をちょっと詳細に教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） ただいまの東議員さんのご質問にお答えします。砥部町では、砥部町単独土地改良事業という事業を設けております。そのなかの事業種目に園内作業道の新設というのがございます。これにつきましては、1地区の事業費が10万円以上で、補助率は50%以内、採択要件につきましては、関係戸数が2戸以上で幅員1.2メートル以上でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） 白形課長、今ご説明いただきました。10万円以上ということで50%以内ということですから、2分の1以内ということで理解できると思います。これ園地につきましては、2園地をまたがるということで、個人の方の2園地をまたがるということなくして、第三者の園地をまたがるということではないのでしょうか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） ただいまの東議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。砥部町におきましては、一個人に対して補助しているものは園地造成のみでございます。必ず関係戸数1枚の田でなくして、関係者が2人以上ということで採択をさせていただきますので、ご理解をいただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） 本町につきましてはですね、特に低斜面の園地が多いということで、年々廃園も増加しております。果樹園の園内道ですね、やはり整備し、やはり作業効率の向上ということ、それから今現在、えひめ中央農協管内におきましては平成28年度の農産物の出荷農家の平均年齢は68.1歳ということで、本町も同様でないかと思っておりますけれども、そういった高齢のなかでですね、やっぱり園内の整備ということで非常に大事じゃないかと思っております。この点ですね、各、例えば、任意団体である支部、組織等にですね、この整備事業につきましては周知されておるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） ただいまの東議員さんのご質問にお答えいたします。各支部には伝えてはおりません。毎年の区長会において説明をしております。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） この点につきましては、やはり知らないといえますか、認識されていない方も、農家の方おられるということ聞いておりますので、そのあたりまた、できましたら周知を願ってですね、こういった事業を利用していただきたいというふうに思います。次にで

すね、本町のですね、中核的担い手農家であります認定農業者につきましては、平成29年度末で85人ということでありまして、横ばい状態であるんじゃないかと思慮されます。認定農業者のですね育成のために、今後どのような取り組みが行われるのかちょっとお伺いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの東議員さんのご質問にお答えをいたします。東議員さんご指摘のとおり、ただいま認定農業者は85名ということでございます。将来的に、長期総合計画でもでとりますけども90名を目指して、若干ではありますけども、認定農業者を増やしたいと考えております。この高齢化が進むなかで、認定農業者を増やすのは大変なこともあるので、そのためにはですね、認定農業者にですね、手厚いといいますか、補助を行いたいと思います。ある補助ではですね、一般農家と認定農業者のすみ分けをしまして、認定農業者については2分の1補助とかですね、その上乘せ補助をしておる段階でございます。今後ですね、こういう取り組みを続けてまいりたいと考えております。以上で、東議員さんのご質問のご回答とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） またその点よろしくお伺いしたいと思います。あとですね、今現在は、新規就農ということで、新規就農者として多いのはやはり地元勤務の定年退職者であられるとか、またUターンの方またIターン、もしかしたらJターンの方もおられるかもしれません。平成29年度の新規就農者は何人でしょうか。また農業収入人口を増やすためにですね、どういったことをやられるのか併せてお伺いしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの東議員さんのご質問でございますけども、29年度の新規就農者につきましては、2名の方が就農をされております。この2名の方につきましてはご夫婦でございます。この方はもともと松山市の在住の方で、砥部町で園地を探されまして、みかんの経営のほうで頑張っておられるということでございます。なお28年度においては4名ですけども、この方たちはですね、1名は若者ですけども、あとの方は高齢者の方ということになっております。高齢者の方につきましては、ほとんど補助はございません。ただ、若い農業者につきましては国の補助がございまして、年間150万円の補助がでまして、その150万5年間です。その補助をもとにですね、新規就農を行っていただくという制度もございます。また、その新規就農者を増やすためにですね、JAえひめ中央さんと協力しまして、新規就農者の確保に努めておるところでございます。以上、東議員さんのご回答とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。ちょっと質問を変らせていただきます。次世代につながる果樹産地づくりの推進事業というのがあると思うんですけども、このなかです、高糖系の柑橘でありますせとかについてはですね、対象品目となっているのかどうか、お分かりであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの東議員さんのご質問にお答えします。次世代につなぐ事業につきましても、せとかも対応できますので、是非ともご利用いただけたらと思います。以上です。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） わかりました。奨励果樹等育成対策事業費の補助金対象作物ということで、対象品目にですね、せとかが入ってないんですけれども、できれば年明け集荷の施設品目として推進していくあれかなと思っております。それとなかにですね追加すべきじゃないかなと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの東議員のご質問でございますけれども、砥部の支部長でございます石田さんのほうからもこの要望ございまして、内情的に十分検討したいということでしとりますので、前向きに検討したいというように考えております。

○議長（松崎浩司） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。今後ともですね、農業所得の増大というためにもですね、農産物生産にまたご支援をいただきますようにご要望を申し上げまして、ご質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上で、東勝一君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時15分 散会

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 6 月 15 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 30 年 6 月 15 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一		
傍 聴 者	1 人		

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認について（砥部町立の学校の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認について（砥部町介護保険条例の一部改正）
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分第 3 号の承認について（砥部町税条例等の一部改正）
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分第 4 号の承認について（砥部町国民健康保険税条例の一
部改正）
- 日程第 5 報告第 1 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 8 報告第 4 号 平成 29 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 5 号 平成 29 年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 10 報告第 6 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告に
ついて
- 日程第 11 議案第 27 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 28 号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 29 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 30 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 31 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 32 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

・散 会

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 30 年 6 月 15 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認について(砥部町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 1、承認第 1 号、専決処分第 1 号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、承認第 1 号をお手元をお願いします。承認第 1 号、専決処分第 1 号の承認について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 30 年 6 月 15 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第 1 号、専決処分書でございますが、認定こども園砥部こども園を開園するにあたり、幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償について、条例で定めておく必要が生じたため、砥部町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。根拠法令は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 4 条第 1 項となります。学校保健安全法第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づき、学校には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くこととされており、その身分は地方公務員法における非常勤の特別職でございます。一般の労働者には、労働者災害補償保険制度が確立されているように、学校医等が公務上の災害、または通勤において災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償するため、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律が制定されております。それでは、訂正箇所の詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。次のページの専決第 1 号資料、砥部町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する新旧対照表をご覧ください。まず、第 1 条中、砥部町立学校の次に、学校教育法第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう、を加えます。第 2 条中、砥部町教育委員会の次に、幼保連携型認定こども園にあつては、町長、を加えます。第 6 条中、砥部町教育委員会を実施機関に改めることとします。この内容を端的に申し上げますと、これまでの同条例では、認定こども園までを所掌することができていなかったことによりまして、砥部町立学校に幼保連携型認定こども園を追加させていただいた次第でございます。また認定こども園の所管が町長部局であることから、実施機関は教育委員会だけではなく、町長も

含める表記とさせていただいたものでございます。専決処分書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって承認第1号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第2 承認第2号 専決処分第2号の承認について(砥部町介護保険条例の一部改正)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第2、承認第2号、専決処分第2号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは承認第2号についてご説明申し上げます。お手元の承認第2号をご覧ください。承認第2号、専決処分第2号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第2号、専決処分書でございますが、平成30年3月28日に第196回通常国会におきまして、介護保険の1号保険料に係る低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容につきましては、介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で、公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を行うもので、第1号被保険者の所得段階別保険料の設定において、第1段階所得の保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に改正することにより、低所得の高齢者における介護保険料について軽減を行うものでございます。この改正による影響額につきましては、所得段階が第1段階に該当する者の保険料が、年額3万8,500円から3万4,700円となり、その差額3,800円を公費で負担することとなります。そして、この軽減となる第1段階の対象見込み者数が1,164人となっているため、1,164人かける3,800円の442万3,200円を介護保険料軽減分として、一般会計より介護保険特別会計へ操出金として支出いたします。なお、この低所得者軽減に伴います操出金442万3,200円につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となっております。それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。専決第2号資料の砥部町介護保険条例新旧対

照表をご覧ください。第4条に第2項として、2、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万4,700円とする、を加えるものでございます。それでは、専決処分書にお戻りください。附則でございますが、附則第1項では施行期日について、この条例は平成30年4月1日から施行する。附則第2項では適応区分について、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条第2項の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって承認第2号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 承認第3号 専決処分第3号の承認について(砥部町税条例等の一部改正)

#### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第3、承認第3号、専決処分第3号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） それでは、承認第3号をご説明させていただきます。承認第3号をお手元をお願いいたします。承認第3号、専決処分第3号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第3号、専決処分書でございますが、平成30年3月31日付けで、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例及び砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容でございますが、個人町民税における所得課税の見直し、法人町民税における税額控除、申告書の電子化、延滞金の計算期間の見直し、町たばこ税における税額課税方法の見直し、固定資産税におけるわがまち特例、家屋の減額措置の見直しなどが主なものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で要点のみご説明させていただきます。それでは、専決処分第3号資料、砥部町税条例新旧対照表第1条改正から説明いたします。まず1ページから10ページまでをまとめて説明させていただきます。第23条から第47条の5ま

での改正につきましては、働き方改革を推進するため、個人町民税において給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げることとしたことによる所要の措置でございます。続いて、10ページから18ページをまとめて説明させていただきます。10ページの48条は法人町民税における外国子会社合算税制の見直しと、申告の電子化推進についての改正であります。15ページの第52条につきましては、延滞金の計算期間の見直しについての所要の措置でございます。なお、1ページの第20条につきましては、この第48条と第52条が改正されたことによる条項の整備であります。続いて19ページから26ページをまとめて説明させていただきます。第92条から第98条までの改正につきましては、町たばこ税引き上げに伴う所要の措置でございます。また、44ページから56ページにあります第2条改正から第6条改正までにつきましても、町たばこ税を5年間かけて段階的に引き上げるための所要の措置でございます。29ページから31ページをご覧ください。附則第10条の2につきましては、わがまち特例の改正についてでございます。内容といたしましては、津波避難施設及び再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置の拡充延長と、生産性向上特別措置法による生産性改革の実現に向けた償却資産の特例措置の新設についてであります。36ページ、37ページをご覧ください。附則第10条の3第12項につきましては、障がい者等に対応した劇場、音楽堂などの固定資産税の軽減措置が新たに設けられたことによる条項の整備であります。また今回、法律改正に伴う関係条項の整備につきましてもあわせて行っております。以上で、本則第1条から第6条までの改正内容の説明を終わります。専決処分書にお戻りください。専決処分書の9ページをお願いします。附則でございますが、附則第1条は施行期日について、この条例は平成30年4月1日から施行します。ただし、個人所得課税の見直しについては平成33年1月1日から、町たばこ税については平成30年10月1日から平成34年10月1日まで5年間かけて施行します。また、附則第2条から第11条にかけて町民税、固定資産税、町たばこ税について今回の条例改正に伴う経過措置が謳われています。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 本文について賛否どうこう言うんじゃないくて、ただこの中の書いとる文章について教えていただきたい。4ページです。4ページのたばこの区分というところに、アイウエオがあります。その下に加熱までは分かりますが、かみ用製造たばこかぎ用製造たばこというのがあるんですが、全然知りませんので分かりましたらお教えいただいたらと思います。以上。

○議長（松崎浩司） 富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） ただいまの三谷議員さんの質問についてお答えいたします。まず、かみ用たばこにつきましては、直接たばこの葉を混合物で噛むことにより風味を楽しむものであり、とあります。昔メジャーリーグの選手とかが、よく口の中で噛んでペツとされよったような感じのたばこを想像していただいたらと思います。かぎ用たばこにつきましては、着火せず香りを楽しむたばこということですので、そのままにおいを嗅いで楽しむよう

なたばこであるというふうにも思っております。以上で説明を終わらせていただきます。かぎ用たばこについては、スコットランドかぎたばこことかというものがあまして、乾燥させてすり潰したたばこの粉末に香りをつけたものを、少量鼻に吸引させて、鼻をつまみ粘膜にすりこんで楽しむというようなことを書いてあります。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって承認第3号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第4 承認第4号 専決処分第4号の承認について(砥部町国民健康保険税条例の一部改正)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第4、承認第4号、専決処分第4号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） それでは、承認第4号をご説明させていただきます。承認第4号をお手元をお願いいたします。承認第4号、専決処分第4号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第4号、専決処分でございますが、平成30年3月31日付けで、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容の主なものは、国民健康保険税の課税限度額の見直し、及び軽減判定所得の見直しについてでございます。それでは、新旧対照表により説明させていただきます。専決第4号資料の1ページをご覧ください。第2条課税額につきましては、第2項で基礎課税額の限度額が54万円から58万円に改正されたことに伴い、規定の整理を行ったものであります。続きまして1ページ下段をご覧ください。第23条国民健康保険税の減額につきましては、第2条と同様に基礎課税額の限度額改正に伴い、それぞれ54万円から58万円に改める規定の整理を行ったものであります。次に、2ページをご覧ください。同条第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基準額が改正されたことに伴い、現行の27万円から27万5千円に、同条第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、現行の49万円から50万円に改める規定の整理を行ったものでございます。続きまして、2ページ下段をご覧ください。第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告につきましては、特例対象被保険者いわゆる解雇や倒産など

で職を失った非自発的失業者のことでありますが、国民健康保険税の軽減制度の申請をする場合、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格者証の提示が不要になる旨の改正であります。以上で、本則の改正内容の説明を終わります。専決処分書にお戻りください。附則でございしますが、附則第1条施行期日について、この条例は平成30年4月1日から施行する。附則第2項では適用区分について、改正規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしています。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11番政岡洋三郎君。

○11番（政岡洋三郎） 今回の基礎控除の引き上がりによってどのくらい保険税のほうがるわけですか。

○議長（松崎浩司） 富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） それではただいまの政岡議員さんの質問にお答えいたします。まず、6月に30年度の国民健康保険税の額が確定し、本日発送予定になっております。そのデータをもとに報告させていただきます。まず、課税限度額の引き上げによる限度額超過世帯については、2世帯の減少になっております。あと、軽減判定の引き上げによる軽減世帯については、5割軽減については17世帯増加、2割軽減については3世帯の増加になっております。また、今回の改正の影響額につきまして、限度額の引き上げによりまして103万円が増加しております。5割軽減で49万円の減、2割軽減で4万円の減で、トータルいたしますと50万円の増加というふうなこととなっております。なお、保険税の改正につきましては、この改正内容をすでに見込んでおりましたので、その金額をもとに試算で税額は算定しております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありますか。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって承認第4号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第5 報告第1号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について  
(報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第5、報告第1号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町土地開発公社の 29 年度の決算状況、そして 30 年度の予算につきましてご報告をさせていただきます。報告第 1 号をお手元によりしくお願いをいたします。報告第 1 号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、砥部町土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成 30 年 6 月 15 日提出、砥部町長佐川秀紀。現在、土地開発公社につきましては、土地を所有しておりません。また、土地の先行取得などの事業も現在行っておりません。それでは、29 年度の決算からご説明をさせていただきます。19 ページをお願いをいたします。まず、29 年度のキャッシュ・フローの計算書でございます。まず、一番上の 1、事業活動によるキャッシュ・フローの（1）の利息の受取額が 4,022 円でございます。（2）の雑支出はございません。そのために一番下の 6、現金及び現金同等物期末残高が期首残高より 4,022 円増加いたしまして、1,074 万 6,653 円となっております。この現金及び現金同等物でございますけれども 1,074 万 6,653 円と、あと出資証券の 1 万円を合わせました 1,075 万 6,653 円が 29 年度末の公社のすべての財産ということでございます。その内容でございますが、16 ページをお願いをいたします。この上の表でございます。上の表は資産の部でございますが、区分 1 の 1、流動資産につきましては、普通預金が 74 万 6,653 円、そして定期預金が 1,000 万円でございます。この 1,000 万円につきましては、500 万円の定期預金が 2 口ございます。うち、1 口は砥部町からの出資金でございます。2 の固定資産につきましては、出資証券の 1 万円でございます。以上、財産の合計が 1,075 万 6,653 円ということでございます。この内容につきましては、4 月 20 日に井上監事、そして門田監事に審査をしていただきまして、5 月 18 日の公社の理事会で審議をしていただいております。次に、30 年度予算につきましてご説明をさせていただきます。3 ページをお願いをいたします。平成 30 年度の砥部町土地開発公社の予算でございます。平成 30 年度の予算につきましては、3 月 14 日に公社理事会を開催し審議していただき、決定をしていただきました。30 年度も公社での公有財産の取得、土地造成事業はございません。第 2 条に定めておりますように、収入支出の予算の総額は収入支出をそれぞれ 575 万 9 千円と定めております。予算の内容でございますけれども、4 ページをお願いをいたします。平成 30 年度の収入は、1 款 1 項繰越金が 575 万 6 千円、受取利息が 2 千円、雑収入が千円、合計 575 万 9 千円でございます。支出でございますが、1 款 1 項の一般管理費が 4 万円、2 款 1 項の予備費が 571 万 9 千円で、合計 575 万 9 千円でございます。10 ページをお願いをいたします。この予算に伴いまして、30 年度末の財産状況を表しました平成 30 年度の、予定の貸借対照表でございます。30 年度末で 1,071 万 9 千円の財産を持つという予定でございます。その内容につきましては、現金と有価証券ということでございます。以上で、報告第 1 号、砥部町土地開発公社の経営状況につきましてご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12 番山口元之君。

○12 番（山口元之） 土地開発公社ですけど、利用もずっとしてないし、将来的にこれを置いとくんでも、もう解散したらどうなんですか。

○議長（松崎浩司） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 山口議員さんのご質問にお答えいたします。山口議員さんがおっしゃられるように、最近のですね公社の事業というのはずっとやっておりません。そのため、今現在、理事会のほうで解散について審議をして、解散をしていこうという方向でお話しをさせていただいております。以上でございます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。以上で、報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
(報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第6、報告第2号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内均） それでは、報告第2号につきましてご説明をいたします。お手元に報告第2号をお願いいたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告いたします。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、まず初めに29年度の決算からご説明をいたします。第26期定時株主総会資料の3ページをご覧ください。貸借対照表、科目、資産の部、決算額をご覧ください。1、流動資産は8,430万7,913円で、内訳は現金及び預金、売掛金、たな卸資産、未収入金、未収還付法人税等でございます。売掛金は森林組合からの請負によるもの、未収金は町からの助成金となっております。2、固定資産は264万3,963円で、内訳は有形固定資産246万8,979円、無形固定資産7万4,984円、投資その他の資産が木材取引のための保証金10万円でございます。一番下の資産の部の合計は8,695万1,876円でございます。次に、4ページをお願いいたします。科目、負債の部、決算額をご覧ください。1、流動負債は391万1,290円で、内訳は未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金です。金額が多い未払金の主なものにつきましては、職員の給料、燃料費、重機の賃借料でございます。固定負債はございません。真ん中どころ、負債の部合計は391万1,290円でございます。次に、科目、純資産の部、決算額をご覧ください。1、資本金につきましては減資を行ったことで9,090万円となり、3の利益剰余金マイナス785万9,414円と合わせまして、株主資本は8,304万586円となっております。以上、下の段でございますが、純資産の部合計8,304万586円、負債・純資産の部合計8,695万1,876円となっております。続きまして5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1、売上高は決算額3,526万4,336円で、林業収入と運送収入でございます。2の売上原価はございません。3、販売費および一般管理費は決算額4,431万9,495円です。詳細につきまして6ページをお願いいたします。合計の決算額は4,431万9,495円で、前期と比較しますと119万7,092円の増加となっております。主な要因につきましては、給料が156万4,350円の増で、臨時職員1名を雇用したことによるものでございます。法定福利費が47万4,444円の増で、臨時職員を雇用したことによります社会保険料の増と、労災保険の掛金率の改定によるものでございます。減価償却費が36万7,373円のマイナスでグラップル付きバックフ

オーの償却費が減少したことによるものです。修繕費が47万2,698円の増で、機械や装置の老朽化に伴う修繕費の増加ということでございます。租税公課が49万2,490円のマイナスで、資本金の減資に伴い、法人税、県民税所得割、町民税所得割、事業税等の減額によるものでございます。5ページに戻っていただきまして、1の売上高3,526万4,336円から3の販売費及び一般管理費4,431万9,495円を引きますと、中どころですけれども、経常損失は903万7,469円となっております。次に6、特別利益は町からの交付金・補助金で956万8千円で、前年度から99万8千円の増額となっております。7、特別損失は廃車に伴う2円となっております。以上、下の段、税引前当期純利益53万529円から法人税、住民税及び事業税33万1,100円引きますと、当期純利益は19万9,429円となっております。前後して申し訳ございませんが、1ページをお願いいたします。平成29年度の事業報告といたしまして、1総括事項をご覧ください。平成29年度、株式会社グリーンキーパーは、砥部町森林組合からの素材生産事業や砥部町からの委託事業、町内業者や一般の方からの依頼による支障木伐採等の事業を行いました。28年度に引き続き、花粉発生源対策促進事業として、高市地区にある民有地を全伐し、バイオマス発電用の木片搬出等、森林整備を行いました。広田地域での森林整備は、徐々に山の奥へと移ってるため、時間と経費が増加していることから今後の対応の検討が必要となっております。積雪や倒木処理においては、迅速な対応により地域住民の皆さんから頼られる存在となっており、今後も災害時に適切に対応できるよう日ごろからの作業を通じて技術の向上に努めます。以上が事業報告の概要でございます。次に8ページをご覧ください。平成30年度の事業計画といたしまして、経営方針をご覧ください。昨年度は台風や積雪により多くの山林が災害に遭い、なかでも伐期を迎えた大径木の中折れや、根おげによる被害が多く、伐期を迎えた樹木の間伐など適切な森林整備が不可欠です。旧砥部町地域には森林整備のできていない山林が多く、その作業も今後の検討課題です。経営について、修繕費は搬出用のフォワーダ、運送用のトラック等の老朽化により増加しています。また、従業員の高齢化が進んでいるため、引き続き若い人員の確保に取り組みます。魅力ある会社づくり、地域に根ざした会社づくりに従業員一同改めて気を引き締め日々努力してまいります。以上が事業計画の概要でございます。続いて、9ページをご覧ください。平成30年度の収支予算でございます。1、売上高は4,035万円で前年度から300万円の増加を見込んでおります。2、販売費及び一般管理費は4,768万円で282万8千円の増加でございます。3、営業外収益は5千円で1万円の減です。以上、中どころの経営損失は732万5千円の損失となりますが、前年度と比較いたしますと16万2千円減の見込みとなっております。なお、経常損失に対しまして、特別利益として、町からの補助金を1,060万円見込んでいますので、当期純利益は一番下の段247万5千円を見込んでおります。なお、売上高計算内訳と販売費及び一般管理費の計算内訳は10ページの記載のとおりでございます。以上、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） 直接ではございませんが、現在の正職員と臨時職員と何人ずついらっしゃいますか。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの井上議員さんのご質問にお答えいたします。今現在、グリーンキーパーの人員でございますけれども、事務員を含めまして7名でございます。作業関係は6名で、そのうちの1名が現在臨時職員ということになっております。以上です。よろしくお祈いします。失礼をいたしました。臨時職員は2名ということでございます。よろしくお祈いします。

○議長（松崎浩司） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 社長。前回は申し上げたんですが、やっぱり若い従業員を確保したいと、そうして従業員も一生懸命やりたいところ取り組んでおるときに、シャワーぐらいつけたらいかがでしょうかという提案をさせていただいた。もうシャワーはついて皆さんご利用していただいとるのか、そんなもんはいらんというのか。どっちかふたつにひとつでございますがお答えいただいたら思います。以上。

○議長（松崎浩司） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 三谷議員さんのご質問にお答えします。以前、三谷議員さんからご指摘を受けまして、従業員を集めましてご指摘をご報告いたしました。従業員のほうからですね、シャワーは構いませんということだったんで今のところ設置しておりません。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 誠にすみません。私も思いつきで言うたんじゃない。それがよかろか思って言うたことでございますので、改めてお詫び申し上げます。すみません。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。以上で、報告第2号を終わります。

~~~~~

### 日程第7 報告第3号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第7、報告第3号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。お手元に、報告第3号をお願いいたします。報告第3号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙、第33期定時社員総会資料をお願いいたします。4ページをお願いいたします。まずはじめに、29年度の決算からご説明申し上げます。貸借対照表、資産の部、右の決算額の欄をご覧ください。1、流動資産388万5,476円。内訳は、現金及び預金、たな卸資産、前払費用、未収入金です。この未収入金の主なものは、3月分の指定管理料、公園清掃受託料、3月分の売店手数料等の未払金でございます。2、固定資産28万3,028円です。内訳といたしまして、有形固定資産13万7,428円、無形固定資産14万5,600円でございます。一番下のところ、

資産の部合計 416 万 8,504 円でございます。5 ページをお願いいたします。負債の部でございます。右の決算額の欄をご覧ください。1、流動負債 231 万 4,355 円。内訳といたしまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、及び預り金でございます。未払金の主なものは、販売商品に係る商品仕入れ代金や、商品関係消耗品、社会保険料などがございます。2、固定負債として、退職給付引当金 235 万 325 円でございます。前期額 305 万 3,925 円から、中小企業退職共済掛金 70 万 3,600 円を除いた額となっております。真ん中どころ負債の部合計 466 万 4,680 円でございます。次に、純資産の部でございます。資本金 533 万円。3、利益剰余金マイナス 582 万 6,176 円で、株主資本マイナス 49 万 6,176 円でございます。純資産の部合計マイナス 49 万 6,176 円。負債・純資産の部合計 416 万 8,504 円となっております。次に、6 ページをお願いします。損益計算書でございます。右の決算額の欄をご覧ください。売上高 2,049 万 9,337 円。内訳としまして、売店売上 780 万 7,181 円、管理受託料 570 万 1,008 円、内訳は指定管理料 427 万 8 千円、公園清掃等受託料 142 万 3,008 円でございます。売店手数料 645 万 1,148 円、賃貸料収入 54 万円。2、売上原価が 639 万 9,082 円でございますので、売上総利益は 1,410 万 255 円となっております。次に 3、販売費及び一般管理費は 1,529 万 9,071 円です。内訳は次の 7 ページをお願いいたします。決算額合計で、前期と比較いたしますと 83 万 7,106 円の増額でございます。増額の主なものは、科目の欄、厚生費、決算額 70 万 3,600 円です。これは、平成 29 年 3 月中小企業対策共済へ加入し、平成 28 年度及び 29 年度、2 カ年分の掛金でございます。すみません、6 ページに戻っていただきまして、売上総利益 1,410 万 255 円から販売費及び一般管理費 1,529 万 9,071 円を引きますと、営業損失は 119 万 8,816 円です。次に営業外収益が 154 万 1,712 円、内訳として主なものは、諸引当金戻入額が 70 万 3,600 円、雑入として自動販売機等手数料が 83 万 8,108 円でございます。経常利益は 34 万 2,896 円ということになります。6、特別利益、7、特別損失はございません。税引前当期純利益 34 万 2,896 円、法人税、住民税及び事業税が 8 万 1,400 円で、当期純利益は 26 万 1,496 円で、3 期連続の単年度黒字となりました。前後して申し訳ございません。2 ページをお願いします。29 年度の事業報告といたしまして、運営状況は前年と比較しますと、レジ通過者が 1,765 人減、売上高が 140 万 938 円減、下の表イベント開催状況でも、レジ通過者、売上ともに昨年を下回る結果となりました。次に 9 ページをお願いします。30 年度の事業計画でございますが、経営方針といたしまして、顧客サービス・販売及び収益に関する方針を定め、運営マニュアルを活用し魅力ある店づくりを行い、利益を上げるよう努力いたします。また、施設管理に関する方針としまして、平成 31 年 10 月に予定されてます消費税率改正に備え、適切に対応準備を行うこととしております。次に 10 ページをお願いします。平成 30 年度の収支予算書でございますが、収入の部、左の欄、本年度予算額をご覧ください。売店手数料を実績に合わせまして 50 万円減額し、収入の部合計 1,544 万円を見込んでおります。次に支出の部でございます。全体的に 29 年度実績により見直しを行っています。比較増減の主なものは、法定福利が 40 万円の減、中小企業対策共済の掛金 1 年分の減額でございます。次に、修繕費が 10 万円の減、車両修繕費でございます。次に、租税公課費が実績により 10 万円の減としております。雑費やイベント関連費用の実績により 27 万円減としております。一番下の支出の部、計 1,544 万円でございます。以上、報告と

させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号を終わります。  
ここでしばらく休憩します。再開は、午前10時45分の予定です。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

日程第8 報告第4号 平成29年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
(報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 再開します。日程第8、報告第4号、平成29年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 平成29年度砥部町繰越明許費繰越計算書につきましてご報告をいたします。報告第4号をお手元をお願いをいたします。平成29年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成29年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは計算書をご覧いただきたいと思います。まず民生費3事業、そして土木費4事業、教育費1事業、そして災害復旧費3事業の合計11事業の繰越を行っております。この繰越明許費につきましては3月の議会におきましてご議決をいただいたものでございます。繰越額でございますけれども、一番上の総合福祉センター用地造成工事は2,500万円、砥部保育所渡り廊下設置工事は733万4千円、麻生保育所用地購入費及び物件移転補償費は9,752万円、町道日の出広瀬線測量調査設計委託料は420万円、町道高尾田麻生線道路改良工事は2,486万5千円、町道千足大南北川毛線用地購入費は57万5千円で、ここまで繰越明許費の設定額と同額でございます。次の町道仙波線用地購入費につきましては50万円の繰越を予定をしておりましたが、29年度で一部購入いたしました。そのためその金額を除き20万1千円を繰り越したものでございます。次の、ひろた交流センター電力柱移転補償費につきましては128万4千円、これは設定額と同額でございます。以降の災害復旧費3件につきましては、普通河川災害復旧工事2,400万円、道路災害復旧工事5,045万円、農業用施設災害復旧工事600万円で、繰越明許費の設定額と同額を繰越いたしました。以上で、平成29年度砥部町繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第5号 平成29年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第9、報告第5号、平成29年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 平成29年度砥部町事故繰越し繰越計算書につきましてご報告をいたします。報告第5号お手元によりしくお願いをいたします。平成29年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告について、平成29年度砥部町事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、計算書をご覧いただきたいと思います。3款民生費2項児童福祉費で、砥部町認定こども園設置に係る建物用途変更改善工事でございます。この工事につきましては、砥部町認定こども園の設置にあたりまして建物の用途変更の必要が生じました。3月12日に契約をいたしました。そして、3月末の完成にむけて工事を進めていたものでございますけれども、材料の調達に不測の日数を要することになったために、3月末で完成ができなくなったということで繰越しを行ったものでございます。支出負担行為額、これは契約金額でございますが324万円で、全額を繰越したものでございます。当該工事につきましては、4月下旬に完成をしております。以上で、平成29年度砥部町事故繰越し繰越計算書についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。以上で、報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第10 報告第6号 平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第10、報告第6号、平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。西松上下水道課長。

○上下水道課長（西松伸一） 報告第6号についてご説明申し上げます。報告第6号をお手元をお願いいたします。報告第6号、平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページの、平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。工事におきまして、他事業及び地元の諸調整に不測の日数を要したため1億3,650万円を繰越すものです。報告第6号の資料をご覧ください。工事としまして、下原町

バス停西側、高尾田県道交差点付近、及び麻生バス停東側の3件の工事と、その管理業務を繰越すものです。工事はいずれも、平成30年7月末の完成を予定しております。以上で報告第6号とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。以上で、報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第27号 砥部町道路線の認定について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第11、議案第27号、砥部町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） それでは、議案第27号をお手元をお願いいたします。議案第27号、砥部町道路線の認定について説明させていただきます。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。認定する路線でございますが、番号、路線名、起点及び終点の順で読み上げさせていただきます。①県団地線、砥部町高尾田242番地先から砥部町高尾田244番1地先まで。②県団地支線、砥部町高尾田323番1地先から砥部町高尾田287番地先まで。③大南中央線、砥部町大南452番地先から砥部町大南458番地先まで。④万年銚子支線、砥部町川登3267番1地先から砥部町川登3233番2地先まで。⑤上原町1号線、砥部町上原町120番1地先から砥部町上原町122番地先まで。⑥上原町2号線、砥部町上原町135番1地先から砥部町上原町139番13地先まで。⑦高尾田上井手線、砥部町高尾田347番2地先から砥部町高尾田336番5地先まで。⑧団地内7号支線、砥部町高尾田36番地先から砥部町高尾田38番地先まで。提案理由でございますが、住宅開発等により整備された8路線の道路を、砥部町管理の道路とするため提案するものでございます。それでは、議案第27号の資料1ページをお願いいたします。①県団地線ですが、場所は県営団地内の道路です。延長は約787メートルでございます。②県団地支線ですが、延長は約34メートルでございます。いずれも県営団地改築工事の完了に伴い、町道に供するものでございます。2ページをお願いします。③大南中央線ですが、場所は大南。国道379号から県道砥部伊予松山線までの県道大平砥部線です。延長は約112メートルでございます。大平砥部線のバイパス部分が完成したため町道に移管替えするものでございます。3ページをお願いします。④万年銚子支線ですが、場所は川登。万年トンネルから銚子橋の上までの国道379号でございます。延長は約500メートル、重用区間は約54メートルでございます。国道379号のバイパス部分が完成したため町道に移管替えするものでございます。4ページをお願いします。⑤上原町1号線ですが、場所は上原町。町道高尾田宮内線と南ヶ丘団地の間に開発された団地内道路です。延長は約117メートルでございます。開発業者から寄付を受けましたので、町道として認定するものでございます。5ページをお願いします。⑥上原町2号線ですが、場

所は上原町。町道高尾田宮内線と県総合運動公園の間に開発された団地内道路です。延長は約 127 メートルでございます。開発業者から寄付を受けましたので、町道として認定するものでございます。6 ページをお願いします。⑦高尾田上井手線ですが、場所は高尾田。県道伊予川内線と県営団地の間に開発された団地内道路です。延長は約 80 メートルでございます。開発業者から寄付を受けましたので、町道として認定するものでございます。7 ページをお願いします。団地内 7 号支線でございますが、場所は高尾田。県道久谷森松停車場線と八瀬団地内の間に開発された団地内道路です。延長は約 30 メートルでございます。これにつきましても、開発業者から寄付を受けましたので町道として認定するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 本案に対して賛否を問うものでございませぬが、ただお尋ねをしたいのは、大南中央線でございますが、私どもも買収に協力しましたつきは、いわゆる県道大平砥部線ということで買収もし工事もやったつもりです。ところが今度は町道認定となっておりますんで、私どもは 6 月 15 日頃供用開始だよと言いましたけれども、これ町道になってきますと、町がいわゆるいつ開始というあれを立てるわけでしょう。いつ供用開始を始めるんですか。6 月 22 日の本会議で認められた後にやるんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えいたします。ご指摘のようにバイパス部分が供用を開始いたします。それに伴いまして、今回 6 月議会で認定をお願いするわけでございますが、この議決をいただきましたら区域決定をし、供用開始しますので、それについては速やかにやりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。供用開始はですね、今のところ、本日あるいは来週中に供用を開始する予定と聞いてございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑ありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第 27 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議案第 27 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 12 議案第 28 号 砥部町税条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（松崎浩司） 日程第 12、議案第 28 号、砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 議案第 28 号についてご説明申し上げます。砥部町税条例の

一部改正について、砥部町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、生産性向上特別措置法の制定に伴い、中小企業への設備投資を集中的に支援するため、平成33年3月31日までに導入した先端設備に係る固定資産税を3年間に限り、全額免除とする改正をいたしたく、提案するものでございます。砥部町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。砥部町税条例の一部を次のように改正する。附則第10条の2第26項中2分の1を0に改めるものでございます。これは、先ほどご説明いたしましたとおり、固定資産税の特例率を0に改めるものでございます。附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） ちょっと聞きしたいんですけど、先端設備に係る固定資産税ということで、先端設備とはどういうものを対象となっているのでしょうか。分かる範囲でお聞かせ願ったと思います。

○議長（松崎浩司） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 森永議員さんの質問にお答えいたします。先端設備と申しますのは、生産率向上が3%以上向上する設備ということでございまして、中小企業どの分野の業種にも適応される設備でございます。以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありますか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議案第28号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議案第29号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第13、議案第29号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、議案第29号のご説明をさせていただきます。議案第29号をお手元をお願いをします。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。まず提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い制定をしており、当該基準が改

正されたことに伴いまして、所要の規定を改正するため提案するものでございます。根拠法令は、児童福祉法第34条の8の2第2項となります。この法律におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について実施する自治体において、条例で基準を定めなければならないとされております。条例を定めるにあたりまして、事業に従事するもの及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとし、その他の事項につきましても、基準省令を参酌するものとされております。本町におきましても、改正省令の公布に伴いまして、同基準を引用していた本条例を改正し、基準省令の運用に支障が生じないようにするものでございます。それでは、改正箇所をご説明いたします。次ページの議案第29号資料、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表をご覧ください。まず、第10条第3項第4号を、教育職員免許法第4条の規定する免許状を有する者に改めます。次に、第10条第3項に10号としまして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを加えるものでございます。改正項目1点目の、教諭となる資格を有する者から免許状を有する者への変更は、規定の実質的な内容を変更するものではなく、あくまで規定の趣旨を明確にするための改正という位置づけでございます。改正項目2点目の項目の新設につきましては、高校を卒業していない者でも放課後児童支援員となることができるよう放課後児童支援員の基礎資格の要件を拡大するものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第29号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議案第29号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第30号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第14、議案第30号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第30号のご説明をさせていただきます。議案第30号をご用意ください。議案第30号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の2ページをご覧ください。本条例は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、厚生労働省令に従い制定しており、当該基準が改正されたことに伴い、所要の規定を改正するため提案するものでございます。次に改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第30号資料の新旧対照表をご覧ください。1ページから3ページにかけまして、第5条、第16条及び第39条につきましては、地域密着型サービス9種類ございますが、そのうち、定期巡回随時対応型訪問介護看護について。それから新旧対照表の3ページから4ページにかけまして、第46条につきましては地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護について。同じく新旧対照表の4ページの第59条の9、それから第59条の10につきましては、地域密着型サービスのうち、地域密着型通所介護について。それぞれ今回の整備政令及び整備省令に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。なお、今回改正のございましたこの定期巡回随時対応型訪問介護看護、それから夜間対応型訪問介護、それと地域密着型通所介護の3種類の地域密着型サービスを提供する事業所は砥部町内にはございません。それでは議案書のほうにお戻りください。2ページをご覧ください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第30号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議案第30号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第31号 平成30年度砥部町一般会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第32号 平成30年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第15、議案第31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号及び日程第16、議案第32号、平成30年度砥部町水道事業会計補正予算第1号の2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、私からは議案第31号の一般会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第

31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号、平成30年度砥部町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,530万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,805万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、歳出でございますけれども、3ページをお願いいたします。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、2款総務費でございますが、1,946万3千円追加をいたしまして8億8,687万7千円といたしました。1項総務管理費でございますが、臨時職員の賃金664万6千円、公共施設の省エネ改修のためのカーボン・マネジメント強化事業支援業務の委託料1千万円、中野川区の神輿の購入補助金250万円の追加などがございます。3款民生費でございますが、316万7千円追加をいたしまして39億8,490万7千円といたしました。1項社会福祉費では、総合福祉センター建設に係る水道負担金81万9千円などの追加。2項児童福祉費では、つどいの広場事業委託料103万4千円、砥部こども園の倉庫新築などの設計管理費126万4千円などの追加でございます。6款農林水産業費でございますが、1,517万8千円を追加し2億3,309万3千円といたしました。1項農業費では、労働力確保や園地力を強化するためインターネット求人による経費や、簡易ハウス、APハウス、キウイ棚の整備に係る経費に対する補助金986万7千円の追加、また、新規就農者の確保・育成のため、新規就農者が整備するAPハウスや軽トラックなどの施設整備に対する補助金425万1千円などの追加でございます。2項林業費では、鳥獣害防止対策のため、電気柵等の整備に対する補助金38万7千円などの追加でございます。7款商工費でございますが、1,885万8千円追加をいたしまして2億1,716万8千円といたしました。来年度公開予定の映画の製作を支援するため、砥部町映画実行委員会に対する交付金1,500万円などの追加でございます。8款土木費でございますが、5,567万円追加をいたしまして5億4,081万3千円といたしました。2項道路橋りょう費で道路維持工事5千万円、町道原町麻生線の拡幅に関する測量調査設計委託などの委託料480万円の追加などがございます。10款教育費でございますが、297万3千円を追加し13億1,083万8千円といたしました。2項小学校費で、砥部小学校へ配置するAEDの購入費27万1千円、5項社会教育費で、石本藤雄展への負担金108万円、6項保健体育費で、東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたりまして、マレーシアで行われますマレーシアバドミントン代表チーム事前合宿に関する調印式への旅費等162万2千円の追加でございます。歳入でございますが、2ページをご覧くださいと思います。一番上の国庫支出金でございます。国庫支出金は8万3千円、県支出金1,157万5千円、繰入金につきましては補正額はありませんが、ふるさと創生基金1,500万円につきまして財源の振替を行っております。繰越金、一般財源でございますが7,584万9千円、諸収入2,780万2千円でございます。一般会計につきましては以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 西松上下水道課長。

○上下水道課長（西松伸一） 引き続きまして、議案第32号をお願いいたします。平成30

年度砥部町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。第1条、平成30年度砥部町水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、平成30年度砥部町水道事業会計の予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。4、主要な建設改良事業排水管等布設替及び舗装復旧工事を7,900万円増額し、支出合計を2億400万円とするものでございます。要因は、当初予算で議決いただいております総津浄水場の導水管改修工事に加え、配水池の増設及び排水管の布設替え工事の追加をお願いするものでございます。これは、本年2月の異常寒波で総津地区の多くの家庭の水道管が凍結により破損し、漏水等で浄水場の水位が低下し、一部の地域で数日間断水となりました。一刻も早く安定的な水道供給を図るための追加工事をお願いするものでございます。次に第3条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を、次のとおり補正するものでございます。1款1項営業外費用を200万円増額し3,152万5千円とし、支出合計を3億3,145万5千円とするものでございます。要因は、昨年度実施しました大南排水管布設替え工事が天候等の条件によりまして3月下旬までかかりました。企業債申請が工事完了前となり、過大借入に伴うその返済分の利息を保証するものでございます。次に第4条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億4,042万1千円を不足する額1億5,152万1千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億3,126万7千円を過年度分損益勘定留保資金1億4,236万7千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。1款1項企業債を7,900万円増額し1億6,900万円とし、収入合計を2億5,150万円とするものでございます。2ページをお開きください。1款1項建設改良費を7,900万円増額し3億248万1千円とし、2項企業債償還金を1,110万円増額し1億54万円とし、支出合計を4億302万1千円とするものでございます。要因は、新たな建設工事による企業債の増額と、その事業費によるものでございます。また償還金につきましては過大借入れ分の返済でございます。次に第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるものでございます。限度額を7,900万円増額し1億6,900万円とするものでございます。平成30年6月15日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ページ16ページの08-05-01-01住宅管理費のところでお尋ねします。極めてお恥ずかしいことですが、これの空き家対策の審議委員会の委員は何名でございましょうか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。計で7名でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありますか。大江企画財政課長。

○企画財政課（大江章吾） 先ほどの答弁の修正をさせていただきます。5人の2回分ということで予算は組んでおります。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） ただいまの三谷議員さんのご質問の訂正に追加をさせていただきます。職員が2名入っておりますので、委員としては7名ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 映画の交付金を1,500万計上されてますが、実行委員会が当初立ち上がったときに、大体これぐらい必要だろうというふうな予算があったと思います。それからいろんなところに募金なり寄附の呼びかけもして、その足りない部分が1,500万というふうなことで理解していいのか、そのへんはいかがなんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 佐々木議員さんの質問にお答えさせていただきます。まず当初の予算、映画実行委員会が立ち上がったときには約8,000万円とご説明しておったかと思えます。先般、大森監督さんのほうから予算案というのが提示されてますね、総製作費が7,000万円。8,000万のうちの1,000万につきましては文化庁の振興助成金が1,000万円獲得できた場合に総予算が8,000万円ということになっております。映画実行委員会のほうの報告を受けておりますので、報告させていただいたらと思えます。現在の寄附金の総額でございますが、3,329万1,200円、465件が集まっておると聞いております。そのほかの助成金といたしましては、砥部町観光協会が500万円、砥部焼協同組合が1,000万円、砥部町商工会が1,000万円という歳入予算となっております。以上で、佐々木議員さんのご答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号及び議案第32号の2件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議案第31号及び議案第32号の2件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、6月22日の本会議でお願いいたします。以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時29分 散会

## 平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                                                 |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                                                       | 平成 30 年 6 月 22 日                                                                                                           |                                                                                                                              |                                                             |
| 招 集 場 所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                             | 平成 30 年 6 月 22 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                          |                                                                                                                              |                                                             |
| 出 席 議 員                                                         | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                                                         | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第 121 条第 1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 松下寛志<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>上下水道課長 西松伸一<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                              | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                           | 1 人                                                                                                                        |                                                                                                                              |                                                             |

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

日程第 1 議案第 27 号 砥部町道路線の認定について

日程第 2 議案第 28 号 砥部町税条例の一部改正について

日程第 3 議案第 29 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 4 議案第 30 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 5 議案第 31 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 32 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議員派遣

追加日程第 1 議案第 33 号 砥部町総合福祉センター（仮称）新築工事請負契約の締結について

・閉 会

平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 30 年 6 月 22 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 27 号 砥部町道路線の認定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 1、議案第 27 号、砥部町道路線の認定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 27 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 27 号、砥部町道路線の認定については、住宅開発等により整備された 8 路線の道路を町管理の道路にするため、町道に認定するもので、高尾田 242 番地先から、高尾田 244 番 1 地先までの道路を県団地線、高尾田 323 番 1 地先から、高尾田 287 番地先までの道路を県団地支線、大南 452 番地先から、大南 458 番地先までの道路を大南中央線、川登 3267 番 1 地先から、川登 3233 番 2 地先までの道路を万年銚子支線、上原町 120 番 1 地先から、上原町 122 番地先までの道路を上原町 1 号線、上原町 135 番 1 地先から、上原町 139 番 13 地先までの道路を上原町 2 号線、高尾田 347 番 2 地先から、高尾田 336 番 5 地先までの道路を高尾田上井手線、高尾田 36 番地先から、高尾田 38 番地先までの道路を団地内 7 号支線として認定するものです。この認定は適正と認められ、よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 28 号 砥部町税条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(松崎浩司) 日程第2、議案第28号、砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第28号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第28号、砥部町税条例の一部改正については、生産性向上特別措置法の制定に伴い、中小企業への設備投資を集中的に支援するため、平成33年3月31日までに導入した先端設備に係る固定資産税を3年間に限り、全額免除するもので、改正内容は、附則第10条の2第26項中の固定資産税の特例率を、2分の1から0に改正しています。なお附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(松崎浩司) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(松崎浩司) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第29号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(松崎浩司) 日程第3、議案第29号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(西岡利昌) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第29号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第29号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、放課後児童支援員の基礎資格について、有効な教員免許を取得した者を対象とするとともに、高等学校の卒業資格がない者でも一定の要件があれば、放課後児童支援員となれるよう基礎資格の要件を拡大しています。なお、附則において、この条例

は、公布の日から施行することとし、この条例による改正後の規定は、平成30年4月1日から適用するものとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第30号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第4、議案第30号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第30号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第30号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、訪問介護を提供する者の範囲が拡大されたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、及び夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲は、従来通りとするものです。その他、文言整理に伴う所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第31号 平成30年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第32号 平成30年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第5、議案第31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号及び日程第6、議案第32号、平成30年度砥部町水道事業会計補正予算第1号の2件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 総務常任委員会の審査報告を行います。総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係、臨時職員3人分の賃金を664万6千円追加をしております。また、温室効果ガス削減のため、施設改修に向けた、砥部町カーボン・マネジメント強化事業支援業務委託料を1,000万円追加しております。この財源としましては、全額、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を充てております。次に、歳入につきまして、国庫支出金を8万3千円増額、県支出金を1,157万5千円増額、繰越金を7,584万9千円を増額、諸収入を2,780万2千円を増額しております。また、繰入金の財源振替えて、集会所整備事業費補助金から砥部町映画実行委員会交付金へ1,500万円を振替えております。審査の過程におきまして、砥部町カーボン・マネジメント強化事業支援業務委託料について質疑があり、この業務は、施設の空調設備の改修や照明のLED化等を実施した場合の二酸化炭素排出抑制効果を試算するため、調査・検討を行うものでございます。今回の調査対象施設は、庁舎、保健センター、文化会館、伝統産業会館、とべ温泉の5つの施設を予定しております。施設改修の概算費用も積算し、今後、これらの施設改修の基本計画となるものである。なお、改修事業費の補助率は、3分の2の見込みでございます。との答弁がございました。以上、適正な補正と認められ、よって、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上です。

○議長（松崎浩司） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関

係では、中野川区の神輿購入費を助成するため、一般コミュニティ助成事業費交付金を250万円追加しています。この財源として、全額、自治総合センター助成金を充てています。また、総務管理費、振興対策費関係では、財源のふるさと創生基金繰入金を1,500万円減額し、自治総合センター助成金を1,500万円増額する組替えを行っています。農林水産業費、農業費関係では、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金を986万7千円追加しています。この財源として、県支出金817万7千円を充てています。また、新規就農者の確保・育成の強化を図るため、次世代ファーマーサポート事業費補助金を425万1千円追加しています。この財源として、県支出金を283万4千円充てています。林業費関係では、鳥獣害防止施設整備事業費補助金を38万7千円追加しています。この財源として、県支出金を25万8千円充てています。商工費関係では、来年、公開予定の映画シンパシーライジング砥部焼物語の製作を支援するため、砥部町映画実行委員会交付金を1,500万円追加しています。この財源として、ふるさと創生基金を1,500万円充てています。また、陶芸創作館の電気窯2基の更新等に係る関係経費を288万4千円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道さかえ団地1号線他5路線の道路維持工事費を5,000万円追加、麻生保育所改築事業に伴う、町道原町麻生線の拡幅工事に係る関係経費を480万円追加しています。住宅費関係では、空き家等対策審議会委員報酬を7万円追加しています。次に、議案第32号、平成30年度砥部町水道事業会計補正予算第1号は、業務の予定量では、主要な建設改良事業の配水管等布設替及び舗装復旧工事予定額を、7,900万円追加し、2億400万円に改めています。収益的支出では、企業債の返還に係る補償金を200万円追加し、3億3,145万5千円に改めています。資本的支出では、総津浄水場の配水池増設及び配水管の改修工事費を7,900万円追加し、企業債償還金を1,110万円追加し、4億302万1千円に改めています。不足する額については、1,110万円追加し、1億5,152万1千円に改め、その不足額は、過年度分損益勘定留保資金を1,110万円追加し、1億4,236万7千円に改め補てんしています。また、起債の限度額を7,900万円追加し、1億6,900万円に改めています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第31号、議案第32号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会所管の歳出の主なもの、民生費、社会福祉費関係では、仮称ではありますが、総合福祉センターの建設に係る関係経費を85万4千円追加しています。児童福祉費関係では、つどいの広場事業について、国庫補助金の交付基準額の引き上げに伴う組織体制の強化経費及び、中央公民館改修に伴う出張ひろばの移転経費として、委託料を103万4千円追加しています。この財源として、国、県支出金を16万6千円充てています。また、砥部こども園の整備に係る関係経費を127万9千円追加しています。教育費、小学校費関係では、砥部小学校にAEDを1台追加するため、備品購入費を27万1千円を追加しています。社会教育費関係では、県、町合同実施事業として、県美術館及び砥部町文化会館で開催する、

砥部町出身のデザイナー石本藤雄氏の個展に係る事業費の一部を負担するため、実行委員会への負担金を108万円追加しています。保健体育費関係では、マレーシアバドミントン代表チームの、東京オリンピック事前合宿誘致に係る調印式の関係経費を162万2千円追加しています。以上、補正内容は適正であると認められ、よって、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。議案第31号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号、平成30年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議員派遣

○議長（松崎浩司） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。7月25日にメルパルク松山で開催される平成30年度第1回町議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時15分

○議長（松崎浩司） 再開します。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第33号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第33号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第33号 砥部町総合福祉センター（仮称）新築工事請負契約の締結について

（説明・質疑・討論・採決）

○議長（松崎浩司） 追加日程第1、議案第33号、砥部町総合福祉センター（仮称）新築工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町総合福祉センター仮称新築工事請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。議案第33号をお手元をお願いをいたします。議案第33号、砥部町総合福祉センター仮称新築工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成30年6月22日提出、砥部町長佐川秀紀。1、契約の目的でございます、砥部町総合福祉センター仮称新築工事。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、4億9,248万円うち消費税及び地方消費税の額が3,648万円。4、契約の相手方、松山市余戸中一丁目1番26号、大和・愛媛特定建設工事共同企業体、代表、大和コンストラクション株式会社、代表取締役、義野正弘。提案理由でございますが、砥部町総合福祉センター仮称新築工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、提案するものでございます。それでは、お手元の議案第33号の資料をご覧いただきたいと思います。この資料中の括弧でございますが、これは消費税等を抜いた金額でございます。本件につきましては30年の6月4日に開札を行いました。予定価格が税込みで4億9,906万8千円でございます。本件は、低入札価格調査対象工事でございますので、低入札調査基準価格が税込みで4億4,916万1,200円でございます。また、本件につきましては2社による共同企業体で公募を行いました。砥部町特定建設工事共同企業体事務取扱要領では、共同企業体で行う場合の基準といたしまして、建築本体工事におきましては設計金額が概ね5億

円を超えるものと規定されております。当該工事につきましては、設計工事費が概ね5億円であることから2社による共同企業体で行うことといたしました。公募の結果でございますが、大和・愛媛特定建設工事共同企業体、砥部町総合福祉センター仮称新築工事大進・横田特定建設工事共同企業体、渡邊・国際砥部町総合福祉センター仮称新築工事特定設計工事共同企業体及び、有光・黒川特定建設工事共同企業体の4社の応募がございました。開札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札はなく、予定価格内で最低の価格を入札いたしました。大和・愛媛特定建設工事共同企業体、代表、大和コンストラクション株式会社、代表取締役、義野正弘と4億9,248万円で仮契約を結びました。落札率でございますが、98.7%でございます。工期は、平成31年2月28日でございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） お尋ねしますがね、これ入札が6月4日に行われましたですね。これいわゆる第1回の補正が14日から始まってますよね。10日間ありました。その間にこれを低入札じゃなくても議会に提出して、まあ今日の審議にしてもいいんですけど、なぜ考えなかったんか。その間どうしても、これだけの18日という日が必要だったんか。そこらお答え願いたいと思います。

○議長（松崎浩司） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 先ほどの三谷議員様のご質問にお答えをいたします。これにつきましては、おっしゃるとおり6月4日に入札いたしました。そして契約が、11日に仮契約ということで進めておりました。それで、追加議案が本日の22日ということで相当の期間が経っておりますけれども、これにつきましては、当初の予定といたしまして22日、議会の最終日ということでですね、計画を進めていたということでございます。

○議長（松崎浩司） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） そういう日数がかかったことは理解できます。しかしね、それだけの期間が、スパンがあるんだったら、なぜFAXでも、我々にこの5億円近い金額ですから、こういう決定になりましたよというのがなぜできなかったか。ちょっと来てね、5億円近いものを審議しなさいと、10分や15分では無理やと思うんですよ。やはりそういうね、今後ですよ、FAXで入れるなり、それによって変わることはない、勉強を我々はせんといかんのですから。そこらを十分考慮していただいて、考えていただいてとも思います。以上。

○議長（松崎浩司） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 先ほどのことでございます。不手際があったこととお詫び申し上げます。

○議長（松崎浩司） 三谷議員よろしいですか。ほかにございますか。質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、6月14日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきまして、ご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました、補正予算の執行に当たりましては、コスト意識を強く持って上位施策に貢献できるよう大切に執行をさせていただきます。そして、議員の皆様から、会期中に承りました様々のご指摘、ご指導は、これからの町政運営に活かしてまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。これから、ますます暑さ厳しくなってまいります。議員の皆様には、お身体をご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。先日の大阪の大地震を受けまして、ブロック塀等の点検を今、しているところでございまして、こういうことにつきましては万全を期したいというふうに思っております。以上で閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上をもって、平成 30 年第 2 回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 26 分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員